

遊ぼう会の仕組みとご協力のお願い

光明小放課後遊ぼう会（以下、遊ぼう会）は

光明小学校区のボランティアで作る実行委員会が、宝塚市子ども未来部アフタースクール課（電話 0797-77-2030）から「放課後子ども教室」という事業を「委託」され、NPO 法人放課後遊ぼう会と協力して開催している放課後の遊び場です。「委託」は、本来は市がやるべき事業を民間に委託料を払って市のかわりに実施してもらう、というものです。市の事業なので、市の保険が適用になります。遊ぼう会には多くの子どもたちが参加し、保護者の皆さまからも必要とされています。

実行委員会のメンバーは

光明小学校の PTA 会員と地域住民有志です。遊ぼう会は市からの委託事業であり、スタッフを務める実行委員の氏名・住所・電話番号を記載した名簿を市アフタースクール課に提出せねばなりません。実行委員の皆さまの個人情報は遊ぼう会にかかわることのみ使用し、適切に管理しています。

「放課後子ども教室」は

地域のボランティアで放課後の子どもの遊び場・居場所を作ろう、という事業です。現在、市内の 23 小学校区のうち 18 校区で開設されています。そのうちの 6 校区が「放課後遊ぼう会型放課後子ども教室」（以下、「遊ぼう会型」）です。「遊ぼう会型」は、実行委員会が認定 NPO 法人放課後遊ぼう会と役割分担して二人三脚で開催しています。「放課後子ども教室」開催時には、少なくとも 3 人のスタッフがついて、子どもたちを見守ります。

市からの委託料について

実行委員会代表が市と「放課後子ども教室」の委託契約を交わすと、開催回数に応じた委託料が代表名義の銀行口座に振り込まれます。市からの委託金の内訳は次のとおりです。

(1) 消耗品費（開催回数に応じて 2 万円～5 万円、光明小は 3 万円）

(2) 謝礼金 (①+②)

① 開催時にスタッフを務めた人への謝礼金

1 回開催あたりスタッフ 3 人※1 に 2,120 円ずつの謝礼金×契約開催回数

② コーディネーター※2 への謝礼金 (※2 学校、保護者、地域、NPO 等との調整役)

1 回 3,100 円の謝礼金×市が定めた回数

※1 スタッフは協働活動推進員 2 人と協働活動サポーター 1 人。スタッフが 4 人以上についても謝礼金は 3 人分。

①の謝礼金は、「放課後子ども教室」でスタッフを務めた人のうちの 3 人に 2,120 円ずつ支払われるものです（後述しますが、遊ぼう会型では実際にはお金の受け渡しはありません）。この謝礼金の受け取りは任意ではなく、3 人が必ず受け取らねばなりません。もし謝礼金を受け取れる人が 3 人いない場合は、「放課後子ども教室」を開催できないことになっています。「放課後子ども教室」は、宝塚市が文科省と兵庫県から補助を受けながら実施している事業のため、国で決められたその仕組みを変えることはできません。

開催費用について

遊ぼう会の開催には次の費用がかかっています。

- ・遊ぼう会開催時のプレイリーダーの人件費（各回 2 人配置）
- ・プレイリーダーが情報を共有し、安全管理やケガへの対応、遊具の整備などの専門的知識を身につけ、スキルアップしていくための費用
- ・開催日程調整やスタッフ配置調整、毎月のお便り作成等にかかる人件費
- ・遊具などの消耗品費 ・通信費 ・交通費 ・その他（印刷代、地域住民スタッフの保険料など）

遊び場を開催するには、大きな事故が起こらないよう安全管理が必要ですし、ケガや事故が起こったときには適切に対処し、熱中症やノロウイルス、不審者にも備えねばなりません。市アフタースクール課が作成した「放課後子ども教室危機管理マニュアル」にはそれらが詳しく記載されており、市アフタースクール課と契約するにあたりマニュアルに沿った安全管理やケガ・事故対応が求められます。しかし、ボランティアがマニュアルを読み込んで適切に対応することは困難なため、その役割を NPO 法人放課後遊ぼう会所属のプレイリーダー

が担っており、そこに人件費や交通費などがかかっています。プレイリーダーは子どもの遊び全般をサポートする専門職のスタッフで、安全管理やケガへの対応のほか、遊びの提供、遊具の整備なども担当しています。また、実行委員会は、毎月の各種報告書など様々な書類を市に提出せねばなりません。NPO 法人放課後遊ぼう会がその多くを代行し、実行委員会の負担を軽減しており、そこにも人件費などがかかっています。近隣の自治体には、市が全ての小学校において毎日の居場所を作っているところもあります。それらの市で居場所を1回開催するのにかかる費用と、遊ぼう会を1回開催するのにかかる費用を比較すると、遊ぼう会のほうがはるかに安く開催できています。他市では、土曜日や学校の長期休業中に朝から夕方まで開催しており、時間の差はありますが、遊ぼう会では多くのボランティアがかかわっていることと、雇用しているプレイリーダーや事務職員の人件費が決して高くはないためです。それでも、ある程度の費用はかかります。

市からの委託料だけでは足りず、事業費の約25%をNPO法人放課後遊ぼう会で補っています

「放課後子ども教室」は、「地域の“ボランティアで”放課後の子どもの遊び場・居場所を作ろう」という事業であり、市から実行委員会への委託料だけでは遊ぼう会の開催にかかる費用を賄えません。2023年度の市から遊ぼう会型の全実行委員会への委託料合計額は、全体でかかった費用の約4割でした(ア)。NPO法人放課後遊ぼう会が別に市から委託されている事業の委託料の一部を遊ぼう会開催時のプレイリーダーの人件費に充てており、その分が遊ぼう会開催にかかった費用の約32%にあたるため(イ)、遊ぼう会開催にかかる費用の約72%(ア+イ)を市からの支援で賄っています。市からの支援では足りないので、遊ぼう会開催費用の約25%をNPO法人放課後遊ぼう会の自己資金(地域の皆さまや数校のPTAからの寄付金、NPO法人放課後遊ぼう会の会員会費や前年度からの繰越金)で補っています。

謝礼金は遊ぼう会に寄付していただいています

そのような状況のため、遊ぼう会型を選ばれた実行委員会には、市からの委託料分は全額、遊ぼう会の開催費用に充当させていただけるようお願いしており、開催時にスタッフをされた皆さまが受け取られた謝礼金を、皆さまのご意思でNPO法人放課後遊ぼう会に寄付していただいています。(委託料相当額以上を別の財源から出していただける場合はご相談ください。)これまで、遊ぼう会を開催している実行委員会は謝礼金を寄付することに賛同されています。また、6校すべてのPTAの仕事に遊ぼう会の仕事が組み込まれていますが、ご相談できている全てのPTAでこの方式を受け入れていただいています。

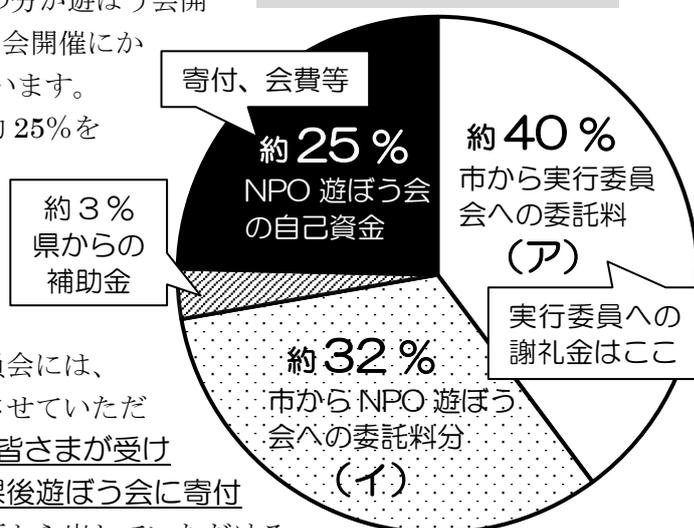
「謝礼金取扱いにかかる意思確認書」の提出をお願いしています

しかし、寄付は強制できませんので、一人ひとりのご意思を確認させていただいています。実行委員になることをご了承いただける方は、最初にスタッフに入られるときまでに、「放課後子ども教室謝礼金取扱いについての意思確認書」を提出してください(後日、配布予定です)。遊ぼう会の趣旨にご賛同いただき、「謝礼金を寄付する」と表明した人だけ、スタッフをしたときに謝礼金受け取り報告書類に署名し、いったん謝礼金を受け取り(実際にお金の受け渡しはありません)、実行委員会代表から一括して寄付していただきます。コーディネート活動謝礼金についても同様です。寄付することを表明されなかった人も見守りスタッフをしていただくのは歓迎しますが、謝礼金受け取りの人員からは除かせていただきます。このお金の流れにつきましては、市の担当課(アフタースクール課)も兵庫県のNPO係もご存じです。「放課後子ども教室謝礼金取扱いについての意思確認書」は、兵庫県NPO係のご指導の下で作成したものです。NPO法人放課後遊ぼう会は兵庫県の厳しい審査を通り認定を受けた認定NPO法人なので、寄付されると税制上の優遇措置を受けられる場合があります(次ページ参照)。

お願い

多くの子どもたちが楽しみに参加している遊ぼう会を続けていくためには、保護者の皆さまのご協力が必要です。よろしくお願いいたします。

遊ぼう会開催の財源





収入が増えると困る方へ

遊ぼう会開催日にボランティアとしてスタッフをされ、市へ提出するスタッフの配置報告書に署名されると、実際にお金の受け渡しはなくても、1回につき2,120円の謝礼金を実行委員会から受け取ったこととなります。

実行委員会はボランティアで構成されており、マイナンバーを管理したり、支払調書を発行したりすることはできません。また、遊ぼう会や市の担当課から税務署や市の市民税課に、誰が何回署名したかを知らせることはありませんが、署名につきましてはご自身で判断してください。

署名できない場合も、見守りをしていただけると助かります。ご協力をお願いします。

確定申告をされる方へ

ご寄付の税制上の優遇措置について

放課後遊ぼう会は「認定NPO法人」ですので、放課後遊ぼう会に寄付されると、下記のとおり、税制上の優遇措置が受けられます。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

「認定NPO法人」とは

NPO法人のうち、その運営組織や事業活動が適正であり、公益の増進に資するものにつき一定の要件を満たすとして認定を受けている団体をいいます。認定NPO法人制度は、NPO法人への寄付を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた制度であり、認定NPO法人へ寄付すると課税上有利になる等の恩典を受けられます。

納税者が放課後遊ぼう会に寄付（賛助会費を含む）をされると、所得税と住民税（市民税・県民税）の寄付金控除を受けられます。所得税と住民税の寄付金控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告を行う必要があります。確定申告には、放課後遊ぼう会が発行する寄付証明書が必要です。寄付証明書は再発行できませんので、確定申告時まで大切に保管してください。

◆所得税の寄付金控除について

下記の2つのうち、有利な方を選択できます。

(1) 支払った年分の「所得控除として寄付金控除」の適用を受ける（所得控除）

納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人、認定NPO法人などに対し特定寄付金^{※1}を支出した場合には、その合計額から2,000円を引いた額につき、所得控除を受けることができます。ただし、その年の総所得金額等の40%を限度とします。

※1：特定寄付金とは、国・県・市、公益社団法人、社会福祉法人、認定NPO法人への寄付金や、政治活動に関する寄付金のうち一定のもの等です。

(2) 支払った年分の「所得税額の特別控除」の適用を受ける（税額控除）

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支払った} \\ \text{認定NPO法人等への} \\ \text{寄付金の額の合計額} \end{array} - 2,000 \text{円} \right] \times 40\% = \text{寄付金特別控除額}$$

ただし、その年分の所得税額の25%を限度とします。100円未満は切り捨てです。

◆住民税の寄付金控除について

住民税は県や市に納める地方税で、県民税と市民税から成り立っています。県民税の税率は2%、市民税の税率は8%、合計すると10%です。兵庫県と宝塚市は、住民の福祉の増進に寄与するものとして、それぞれ寄付金控除の対象となる寄付金を条例により定めています。放課後遊ぼう会への寄付金は、県民税・市民税^{※2}ともに寄付金控除の対象になり、合計10%が控除されます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支払った} \\ \text{認定 NPO 法人等への} \\ \text{寄付金の額の合計額} \end{array} - 2,000 \text{ 円} \right] \times 10\% = \text{住民税の寄付金控除額}$$

※2：寄付された年の翌年の1月1日に宝塚市にお住まいの場合に、翌年度分の市民税・県民税の控除対象となります。兵庫県内宝塚市外にお住まいの場合は、県民税のみ控除対象となります。

★寄付金控除を受ける場合の注意点

必ず、寄付金の申告と同時に、謝礼金分を雑収入として申告してください。

例えば、1年間に10回スタッフをして署名をした場合、21,200円(2,120円×10回)の謝礼金収入(雑収入)があったこととなりますので、謝礼金21,200円を「雑収入」として申告します。ただし、支払調書の発行はできません。

雑収入から必要経費を引いた金額が「雑所得」となります。

雑所得に対して、所得税及び復興特別所得税・住民税がかかります。

★雑所得はどんなときに申告するの？

例えば、1か所から給与所得があり年末調整を受けた人の場合は次のとおりです。

- 謝礼金(署名分)を含めた雑所得が20万円以下の場合は、他に確定申告が必要なものがなければ確定申告をしなくても構いません。(ただし、厳密には住民税につき市への申告が必要です。)
- 寄付金控除を受けるために確定申告する場合は、雑所得が20万円以下であっても、同時に雑所得も申告する必要があります。
- 医療費控除等で確定申告をする場合は、雑所得を申告する必要があります。
- 署名分を含めた雑所得が20万円を超える場合は、給与所得と合算して申告する必要があります。

「1か所から給与所得があり年末調整を受けた人」以外の人は、国税庁のWebサイトをご確認ください。